

第117期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

トーヨーカネツ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針は、以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する組織体制、規程、規則等を協議するとともに、重大なコンプライアンス事案の調査及び再発防止策の審議機関とする。
2. コーポレート本部長がコンプライアンス統括責任者の任に当たるとともに、コンプライアンス所管部門を定め、コンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス活動計画の立案及び運用を行う。
3. コンプライアンス統括責任者の指揮のもとコンプライアンス所管部門は、
(イ)グループ会社を含む取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、企業倫理を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、グループ企業行動憲章をはじめとしたコンプライアンス諸規程を定め、グループの取締役及び使用人に周知徹底を図る。
(ロ)コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行い、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外に設置し、法令あるいは企業倫理上疑義のある行為等につきグループの取締役及び使用人の直接情報提供の手段を設ける。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及びグループ（全社）のリスク管理を担当する部門を定めるとともに、担当取締役（リスク管理統括責任者）を置く。同部門は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築、維持、改善を行う。
2. 全社リスク管理部門及びリスク管理統括責任者は、全社のリスク管理の状況を定期的に取り纏め、経営会議及び取締役会に報告する。
3. 危機対応マニュアルを作成し、有事への全社的な対応体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行う。
2. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書（電磁的記録を含む。）の作成、保存及び廃棄に関する重要書類取扱規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. グループ運営・管理規程を定め、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、グループ運営の円滑化並びに適正化を図る。
2. グループ会社は、その事業、規模等を踏まえ、当社のコンプライアンス諸規程等を準用し、コンプライアンス体制の構築を行う。
3. リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会の補助スタッフ、兼務を含む。）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとする。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の他、業務執行ラインの指揮・命令を受けない。
3. 監査等委員会の補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。
2. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
3. 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び事業会議等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人にその説明を求めることとする。
4. 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門への指示による監査の実施や、運用状況のモニタリングにより効果的な監査業務の遂行を図る。
5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障する。

6. 監査等委員会が職務の執行において生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス委員会を定期的に開催しております。
2. コンプライアンス活動実績や計画を含む体制全般については、コンプライアンス委員会においてレビューするとともに、経営会議の承認を経て取締役会に報告しております。
3. (イ)グループ企業行動憲章他のコンプライアンス諸規程を社内情報システム上に掲示し、周知しております。
また、2024年度は、グループ会社を含む全社員に対し、コンプライアンスに関する自己点検を実施することにより、グループの使用人に対し法令遵守を徹底しております。
(ロ)グループの取締役・執行役員向けコンプライアンス研修の実施や、経営幹部、中堅社員、新入社員等の階層別研修時にコンプライアンス研修を組み入れることにより、コンプライアンスに関する知識と意識を高めております。
4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外に設置し、社内報・ポスター掲示等により利用促進を図っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程に基づき、リスク管理統括責任者を中心にリスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
2. サステナビリティ委員会を定期的開催し、グループ全体の様々なリスクを把握・評価し、対策を講じるとともに、活動実績報告を取締役会及び経営会議に報告しております。
3. 危機対応マニュアルを定め、有事への全社的な対応体制を構築しております。なお、災害や感染症対応については、安全確保・事業継続両面の施策を臨機に展開しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行っております。
2. 経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項について協議しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要書類取扱規程に基づき、重要書類の保存期限を明確化し、その保存・管理を適切に行うとともに、情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の適切な管理・活用・保護を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. グループ運営・管理規程に基づき、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、運用しております。
2. 当社のコンプライアンス諸規程等をグループ各社に適用し、グループのコンプライアンス体制を構築しております。
3. 当社のリスク管理担当部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会の補助スタッフ、兼務を含む。）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得ております。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して業務執行ラインの指揮・命令を受けることなく、独立的な立場で補助業務を遂行しております。
3. 監査等委員会の補助スタッフ（兼務者）は、監査等委員会の監査計画等に従い、補助業務を他の業務に優先して遂行しております。

⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）が監査等委員会に報告すべき事項を定め、これを運用しております。
2. 内部通報（ヘルプライン）窓口への通報の内容については、その都度、監査等委員会に報告するとともに、年度報告を毎年3月に実施しております。
3. 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議等に出席するとともに、重要な文書の閲覧や子会社取締役等へのヒアリングにより決算及び業務執行状況に関する情報を収集しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的にミーティングを開催し、監査の状況や会社の経営状況などを把握し、監査の有効性を確保しております。
5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障しております。
6. 監査等委員会が職務の執行において必要な費用については、速やかに当該費用等を処理しております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制を整備・運用し、評価する体制を構築しており、その結果、財務報告に係る内部統制が有効であるとの内部統制報告書を当局に提出しております。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

1. 重要な契約の締結にあたり、反社会的勢力排除条項を挿入するなど、反社会的勢力との関係断絶を徹底しております。
2. 平素より警察等の関係行政機関と緊密に連携するとともに、特殊暴力防止対策連合会等関係団体より情報収集を行い、適切な対策を講じております。

連結株主資本等変動計算書

第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	18,580	1,273	17,722	△1,704	35,871
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,174		△2,174
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,638		3,638
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		5		76	81
自己株式の消却			△833	833	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	5	631	905	1,542
2025年3月31日 残高	18,580	1,278	18,353	△798	37,414

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ハッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	1,835	21	684	△958	291	1,874	5	37,752
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,174
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,638
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								81
自己株式の消却								－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△421	△28	△32	38	57	△386	1	△384
連結会計年度中の変動額合計	△421	△28	△32	38	57	△386	1	1,157
2025年3月31日 残高	1,413	△6	652	△920	349	1,488	7	38,909

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-------------|--|
| 1. 連結子会社の数 | 14社 |
| 2. 連結子会社の名称 | トーヨーコーケン(株)
トーヨーカネツビルテック(株)
(株)トーヨーサービスシステム
環境リサーチ(株)
環境計測(株)
(株)スクラムソフトウェア
TKKプラントエンジニア
マックスプル工業(株)
トーヨーカネツ・コーポレートベンチャー投資事業組合
トーヨーカネツ・コーポレートベンチャー2号投資事業組合
PT Toyo Kanetsu Indonesia
Toyo Kanetsu (Malaysia) Sdn. Bhd.
他2社 |

マックスプル工業(株)他1社は株式取得のため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 持分法適用会社の数 | 1社 |
| 2. 持分法適用会社の名称 | 木本産業(株) |

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 有価証券 | |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| 2. デリバティブ | 時価法 |
| 3. 棚卸資産 | |
| ・ 製品 | 主に先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 仕掛品 | 主に個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 原材料 | 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産
当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物及び構築物 3～57年 機械装置 2～13年
2. 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金
従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
3. 受注損失引当金
受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
4. 完成工事補償引当金
完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当連結会計年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
5. 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主に物流ソリューション事業、プラント事業及び次世代エネルギー開発事業において長期の工事契約を締結しており、当該工事契約に基づいて物流設備や貯蔵タンク等の商品又は製品を引き渡す義務を負っております。当該工事契約については、工事原価の発生が顧客の支配する資産の増価と比例すると判断しており、当該工事契約に関連した収益を進捗度に応じて認識しております。進捗度は、工事契約の見積総原価に対し、その時点までに発生した工事契約原価の割合で算定しております。

なお、進捗度を合理的に見積もることが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主に180日以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
2. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。
過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
3. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は10百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(進捗度に基づき収益を認識する工事契約)

①当連結会計年度の連結損益計算書に計上した金額 売上高：20,615百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、進捗度に基づき収益を認識する工事契約については、当連結会計年度末において工事出来高に対応して発生した工事原価の見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗率により売上高を計上しております。

工事総原価の見積り金額は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、個々の工事の仕様に基づき、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場の価格変動や仕様の変更、天災等によって当初の見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結損益計算書において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2019年度より、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価の連動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役等に対する、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

当社が指定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社株式の取得を行い、各取締役等に対して、中期経営計画の各事業年度終了時に当社取締役会が定める株式交付規程に従ってポイントが付与され、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める在任中の一定時期あるいは取締役等の退任時に、それまで累積したポイント数に応じた当社株式が本信託を通じて交付されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度105百万円、59,400株、当連結会計年度99百万円、56,000株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	273百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	5,572百万円
計	5,845百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,910百万円
長期借入金	1,480百万円
社債	50百万円
計	3,440百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,564百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,344百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,023,074株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,784百万円	229円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	389百万円	50円	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,449百万円	186円	2025年3月31日	2025年6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の円滑な遂行のために必要な資金を社債及び銀行借入により調達しております。また、一時的な余資が生じた場合は、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、管理表等により滞留状況を定期的に確認する一方、外貨建債権に対する為替変動リスクは、必要に応じて外貨建借入を実行すること等により、ともにリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主にその他有価証券として保有する株式で、このうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は、運転資金及び大型受注案件の一時的な資金立替等によるものであり、主な長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップによる支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引については、当社が定めたデリバティブ取引取扱規則に基づき、投機的な取引は行わず、実需等に基づき行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,903百万円）は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	3,593	3,593	－
資産計	3,593	3,593	－
(1) 社債（1年以内を含む）	1,100	1,080	△19
(2) 長期借入金（1年以内を含む）	4,645	4,713	68
負債計	5,745	5,794	48
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	△9	△9	－
デリバティブ取引計	△9	△9	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,590	－	－	3,590
社債	－	2	－	2
デリバティブ取引				
通貨関連	－	0	－	0
資産計	3,590	3	－	3,593
デリバティブ取引				
通貨関連	－	9	－	9
負債計	－	9	－	9

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債（1年以内を含む）	－	1,080	－	1,080
長期借入金（1年以内を含む）	－	4,713	－	4,713
負債計	－	5,794	－	5,794

注：時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「負債（2）長期借入金（1年以内を含む）」の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。また、為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

社債

当社の発行する社債は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、首都圏その他の地域において、事業所等のスペースの一部や、賃貸用住宅等を対象とした土地や建物の賃貸を行っております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
5,216	3,618

注：1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、金額に重要性のある物件については社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した収益の情報は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	物流ソリューション事業	プラント事業	次世代エネルギー開発事業	みらい創生事業	計		
一時点で移転される財およびサービス	10,630	—	277	9,638	20,547	5	20,553
一定期間にわたり移転される財およびサービス	27,170	10,328	1,880	146	39,525	—	39,525
顧客との契約から生じる収益	37,800	10,328	2,158	9,785	60,073	5	60,079
その他の収益	—	—	—	—	—	395	395
外部顧客への売上高	37,800	10,328	2,158	9,785	60,073	401	60,474

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業及び不動産賃貸業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	2024年3月31日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	9,290	12,452
契約資産	16,281	14,422
契約負債	584	1,436

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、479百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務は、2025年3月31日時点で45,724百万円であります。当該履行義務は主に物流ソリューション事業、プラント事業及び次世代エネルギー開発事業における工事契約に関するものであり、期末日後1年以内に約80%、残り約20%がその2～5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,028円98銭

(2) 1株当たり当期純利益 471円62銭

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
2024年4月1日 残高	18,580	1,102	1,102	1,252	1,928	10,033	13,214	△1,634	31,262	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△36	36	—		—	
利益準備金の積立				217		△217	—		—	
剰余金の配当						△2,174	△2,174		△2,174	
当期純利益						2,874	2,874		2,874	
自己株式の取得								△4	△4	
自己株式の処分								6	6	
自己株式の消却						△833	△833	833	—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	217	△36	△314	△133	835	701	
2025年3月31日 残高	18,580	1,102	1,102	1,470	1,891	9,718	13,081	△798	31,964	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 残高	1,828	21	684	2,534	33,797
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
利益準備金の積立					—
剰余金の配当					△2,174
当期純利益					2,874
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					6
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△441	△28	△32	△502	△502
事業年度中の変動額合計	△441	△28	△32	△502	199
2025年3月31日 残高	1,386	△6	652	2,032	33,996

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 2. 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| 3. その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- | | |
|-------|--|
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
| ・ 原材料 | 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～57年 機械及び装置 2～13年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

- ④ **受注損失引当金** 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
- ⑤ **完成工事補償引当金** 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当事業年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
- ⑥ **訴訟損失引当金** 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、物流ソリューション事業、プラント事業及び次世代エネルギー開発事業において長期の工事契約を締結しており、当該工事契約に基づいて物流設備や貯蔵タンク等の商品又は製品を引き渡す義務を負っております。当該工事契約については、工事原価の発生が顧客の支配する資産の増価と比例すると判断しており、当該工事契約に関連した収益を進捗度に応じて認識しております。進捗度は、工事契約の見積総原価に対し、その時点までに発生した工事契約原価の割合で算定しております。

なお、進捗度を合理的に見積もることが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主に180日以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① **重要なヘッジ会計の方法** 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② **退職給付に係る会計処理** 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は9百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(進捗度に基づき収益を認識する工事契約)

①当事業年度の損益計算書に計上した金額 売上高：19,597百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、進捗度に基づき収益を認識する工事契約については、当事業年度末において工事出来高に対応して発生した見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗度により売上高を計上しております。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載の通りであります。

5. 追加情報

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2019年度より、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価の連動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役等に対する、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

当社が指定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社株式の取得を行い、各取締役等に対して、中期経営計画の各事業年度終了時に当社取締役会が定める株式交付規程に従ってポイントが付与され、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める在任中の一定時期あるいは取締役等の退任時に、それまで累積したポイント数に応じた当社株式が本信託を通じて交付されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度105百万円、59,400株、当事業年度99百万円、56,000株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	170百万円
機 械 及 び 装 置		0百万円
工 具 、 器 具 及 び 備 品		0百万円
土 地		5,458百万円
計		5,629百万円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	1,910百万円
長 期 借 入 金	1,480百万円
計	3,390百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,655百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の銀行与信に対し、債務保証を行っております。

Toyo Kanetsu (Malaysia) Sdn. Bhd.	284百万円
PT Toyo Kanetsu Indonesia	98百万円
計	382百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,170百万円
② 長期金銭債権	1,953百万円
③ 短期金銭債務	1,988百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,344百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	53百万円
	仕入高	2,636百万円
営業取引以外の取引高		77百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	287,464株
------	----------

注：期末自己株式数には「役員向け給付信託口」が保有する当社株式（2025年3月期 56,000株）が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	56百万円
賞与引当金	94百万円
貸倒引当金	53百万円
投資有価証券評価損	171百万円
出資金評価損	171百万円
減損損失	130百万円
資産除去債務	162百万円
その他	758百万円
小計	1,598百万円
評価性引当額	△530百万円
繰延税金資産合計	1,067百万円

(繰延税金負債)

土地再評価差額金	1,128百万円
その他有価証券評価差額金	441百万円
固定資産圧縮積立金	870百万円
前払年金費用	172百万円
繰延税金負債合計	2,613百万円
繰延税金負債の純額	1,545百万円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PT Toyo Kanetsu Indonesia	(所有) 直接 97.3% 間接 2.7%	資金の援助 債務保証			関係会社長期貸付金	750
				債務保証(注3)	98	—	—
子会社	トーヨーコーケン(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付(注1, 2)	589	関係会社短期貸付金	162
				配当金の受取	24	—	530
子会社	環境計測(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	600	関係会社短期貸付金	600
子会社	環境リサーチ(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注4)	1,000	関係会社短期借入金	1,000
子会社	トーヨーカネツ ビルテック(株)	(所有) 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入(注4)	900	関係会社短期借入金	900
				配当金の受取	20	—	—

- 注：1. 各社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 担保として、建物、構築物及び土地を受け入れております。
 3. 銀行と信について債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。
 4. 各社からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

12. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,394円84銭
 (2) 1株当たり当期純利益 371円57銭

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。